

設計業務の同種実績について

1 総則

- (1) 技術資料には、参加表明者名その他社章など参加表明者が判別できるもの及び氏名など個人が判別できるものを記載することはできない。
- (2) 技術資料に記載する同種業務とは、平成21年度以降に完成・引渡しが完了した建築物の設計業務で次に掲げる条件を満たしているものをいう。
 - ・平成21年度以降における、S造、RC造又はSRC造地上2階建て以上かつ延べ面積200㎡以上の事務所又は庁舎の新営工事に係る実施設計を行った実績があること。
- (3) 本業務は、総括技術者及び主任技術者からなる設計チームを組んで行うものとする。

総括技術者は設計チームの中心となる技術者であり全体を総括し、主任技術者は各分野の中心となる技術者であり各分野の責任者とする。
- (4) 総括技術者及び主任技術者は、本業務に専念できる者であり、かつ、総括技術者は自設計事務所又は自設計共同体の構成員である設計事務所に所属する者であること。
- (5) 同じ技術者が複数の役割及び分野を担当することはできない。ただし、総括技術者は建築（意匠）分野に限り主任技術者と兼務することができる。
- (6) 単体で参加表明書を提出する設計事務所は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていることを証明する書類の写しと、文部科学省における令和5・6年度設計・コンサルティング業務の競争参加資格の認定をうけている「競争参加資格認定通知書」の写しをそれぞれ1枚添付すること。
- (7) 単体又は設計共同体の構成員として参加表明書を提出する設計事務所は、「納税証明書（国税通則法施行規則別紙第八号書式その一の法人税、消費税及び地方消費税の証明並びに同第八号書式その三又はその三の三の未納の税額がないことの証明）」の写しを1枚添付すること。

2 総括技術者の資格及び実績（様式1）

- (1) 「1 資格」は、当該業務を行うにあたり関連する資格を「一級建築士」、「建築設備士」及び「技術士」を優先して記入すること。
- (2) 「2 同種業務実績」は、平成21年度以降に担当者（相当程度の責任をもって業務に従事した者）として従事し、完了した同種業務を1件記入すること。
- (3) さらに、「2 同種業務実績」の「施設名等」欄には、施設名、用途、発注者名

及び敷地の所在市町村名を記入すること。

- (4) 「立場」欄には、当該業務における役割（総括技術者、主任技術者、その他の別）及び業務種類（基本設計、実施設計の別）を記入すること。
- (5) 設計事務所の同種業務の実績（様式3）として技術資料を作成するものについては、その旨を明記することで代えることができる。

3 主任技術者の資格及び実績（様式2）

- (1) 主任技術者の資格及び実績（様式2）は、建築（意匠）、建築（構造）、電気設備及び機械設備の担当分野毎に作成すること。
- (2) 「1 資格」欄には、当該業務を行うに当たり関連する資格を、建築（意匠）及び建築（構造）については「一級建築士」を優先して記入すること。
- (3) 「2 同種業務実績」は、平成21年度以降に担当者（相当程度の責任をもって業務に従事した者）として従事し、完了した同種業務を1件記入すること。
- (4) さらに、「2 同種業務実績」の「施設名等」欄には、施設名、用途、発注者名及び敷地の所在市町村名を記入すること。
- (5) 「立場」欄には、当該業務における役割（総括技術者、主任技術者、その他の別）及び業務種類（基本設計、実施設計の別）を記入すること。

なお、当該業務における役割が主任技術者又はその他の場合は、担当分野（建築（意匠）、建築（構造）、電気設備、機械設備などの別）及び具体的な役割を記入すること。

4 設計事務所の同種業務の実績等（様式3）

- (1) 「3 同種業務実績」は、平成21年度以降に完了した業務を1件記入すること。
- (2) さらに、「3 同種業務実績」の「施設名等」欄には、施設名、用途、発注者名及び敷地の所在市町村名を記入すること。
- (3) 「受注形態」欄には、単体、JV（設計共同体の構成員として受注）、協力（協力者として参加）の別を記入すること。
- (4) 「業務内容」欄には、業務種類（基本設計、実施設計の別）、分野（建築（意匠）建築（構造）、電気設備、機械設備などの別）、作業内容（基本図作成、詳細図作成、設計計算、数量集計等の別）及び具体的な業務内容を記入すること。